

第 1 回農業委員会総会議事録

平成 2 7 年 1 月 9 日 (金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第1号から第3号)
日程第4 議事(議案第1号から第4号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 5 人)

1 番	若林 俊明	2 番	横山 實
3 番	森田 啓介	4 番	松山 宗則
5 番	舟木 康眞	6 番	永森 薫
7 番	明石 茂	8 番	前田 進
9 番	土合 正夫	10 番	城石美枝子
11 番	山谷 孝芳	12 番	村上 利之
13 番	前田 光春	14 番	熊西 忠治
15 番	水元 睦雄	16 番	石庭 文男
17 番	川西喜一郎	18 番	山下 隆之
19 番	杉本 周平	20 番	堀 清範
21 番	堀 正	22 番	石井 寿男
23 番	前花 敏子	24 番	竹島 信義
25 番	佐伯 瑞穂		

欠 席 委 員 (0 人)

議事日程

- 第1 議事録署名人の指名
第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 明神 栄 庶務係長 堀 修二
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫 主 任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（舟木会長）

ただいまから、第1回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立して
おりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「3番 森田委員」「4番 松山委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第1号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松山委員

この届出は、いつまでに出せばいいんですか。

事務局（堀）

相続の手続きが終了後、おおむね10か月以内に届出することとされていますが、速やかに提出してもらいたいと思っています。

松山委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第2号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理につ

いて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

横山委員

2番と3番の譲受人は、会社と個人だが、名前が一緒であり、あえて変えているのはなぜですか。

事務局(堀)

これは当人の届出によるものであり、理由までは把握していません。

横山委員

わかりました。

議長(舟木会長)

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第3号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

杉本委員

24番の案件について、もう少し詳しく教えてください。

事務局(堀)

これは、農地の所有者が生前贈与を考えており、その手続きのために法人と合意解約するものです。

杉本委員

わかりました。

議長(舟木会長)

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

(議案第1号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
なお、本議案中、14番熊西委員が当事者である案件が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、熊西委員は当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

熊西委員退席

議長(舟木会長)

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の8ページをご覧ください。
今回は6件ございます。

【議案第1号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった1番は分筆の錯誤によるもの、2番は経営規模拡大のため、3番は経営委譲のため、4、5番は生前贈与のため、6番は譲渡人農地処分のため、2番は使用貸借権の設定、他は所有権移転です。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

熊西委員着席

（議案第2号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書9ページの議案第2号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第2号を議案書をもとに朗読】

1番は農作業場敷地の転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番の件について土合委員より説明をお願いします。

土合委員

議案第2号の1番について説明します。
申請人は 地内に農業を営む農家です。
このほど、敷地内に農機具格納庫を建築することになりました。
今回の申請は農業に供する施設であり、転用による周辺農地への影響はない
と思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審
議のほど、よろしくをお願いします。

事務局(堀)

議案第2号について説明します。
申請地の農地区分は3種農地であると判断します。
根拠としましては、申請地が上水道管と下水道管の埋設されている
市道 線の沿道に位置し、 医院まで約 m、 医院まで約
メートルと、500m以内に2つ以上の公益施設があることから、農地
区分の要件に定める公共施設整備済区域に該当するものと判断いたしま
した。
3種農地での転用は原則許可となります。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありまし
たが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相
当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第3号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書10ページの議案第3号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は8件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第3号を議案書をもとに朗読】

1番は住宅地造成の転用申請です。

2番は水路敷地の転用申請です。

3番は農家分家住宅敷地の転用申請です。

4番は資材置場の転用申請です。

5番は農家分家住宅敷地の転用申請です。

6番は住宅敷地拡張の転用申請です。

7番は工場の転用申請です。

8番は住宅敷地の転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番の件について横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第3号の1番について説明します。

譲受人は 地内で不動産を営んでおります。

このほど、 地内において区域内の道路や公園等を含む、全体面積 m^2 、
区画の分譲住宅敷地を整備することになり、計画敷地内にある農地 筆、
 m^2 を転用するため申請されたものです。

申請のあった農地の大半は不整形であり、1筆あたりの面積もまちまちなことから、作業効率が悪く、さらに周辺を住宅地に囲まれていることもあり、水利状況も厳しく、地元自治会では、以前から宅地化の転換を要望していたものです。

申請にあたっては、近隣農地への影響もないと思われ、地元土地改良区及び生産組合等の同意も得ておりますので、慎重審議のほどよろしく願います。

議長（舟木会長）

2番の件について土合委員より説明をお願いします。

土合委員

議案3号の2番について説明します。

今回の申請は、排水不良の改善を目的とした排水路新設に伴う、排水路敷地の一部と水田からの取水口新設のため、管理者である呉羽射水山ろく土地改良区が土地所有者から農地の一部を所有権移転するものです。

今回の転用は、農業に供する施設整備を目的としており、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく願います。

議長（舟木会長）

3番の件について山下委員より説明をお願いします。

山下委員

議案3号の3番について説明します。

譲受人は 地内に本家がある長女夫婦です。

現在は、 市内のアパートで夫、長男の3人で生活しています。

本家では現在親世帯が住まいをしており、 の妹2人と祖母も同居しており、 夫妻及び子供の部屋を確保することはできない状態となっております。そこで本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家に近くに所有する田を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく願います。

議長（舟木会長）

4番の件について横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案3号の4番について説明します。

譲受人は 地内に本店を置く、土木工事業を主とする法人です。

現在、会社の資材置場を集落内で賃貸借しているが住宅開発の範囲となっており返還を求められています。また、代替の資材置場を集落内で確保す

ることが騒音、振動、粉塵等の問題があり困難な状況となっています。
このため、近隣で代替地を探していたところ、隣接地に住宅もなく交通の便も良い今回の場所を選定し土地所有者との交渉を重ねた結果、ようやく話がまとまり、申請の運びとなったものです
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係土地改良区並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（舟木会長）

5番の件について土合委員より説明お願ひします。

土合委員

議案3号の5番について説明します。
譲受人は 地内に本家がある長男です。
現在は、 市内のアパートで妻、長女の3人で生活しています。
今のアパートでは子供部屋を確保するもの困難な状況です。将来、本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家の敷地の農地の一部を転用して住宅を建てることにされました。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（舟木会長）

6番の件について私が説明します。
議案3号の6番について説明します。
譲受人は 地内に妻と二人で生活しています。
この度、自宅で書道教室を始めるにあたり、駐車場の確保が必要となりました。現在は家の前に1台のみしか駐車スペースがなく、教室開設後は生徒の駐車スペース及び回転スペースを確保するため南側の農業上利用し難い過小な農地を拡張することとしました。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（舟木会長）

7番の件について佐伯委員より説明お願ひします。

佐伯委員

議案3号の7番について説明します。
譲受人は 地内に住宅用部材の生産を主とする法人です。
住宅用パネル部材は近年の地震などの自然災害・省エネ・エコロジー生活の推進などから高い品質・性能が必要となっています。また更新時期を迎える製造ラインでは、これ以上の増産は不可能であるため新たに製造ライ

ンを構築する必要があります。また増産対応によって製品の収用スペースの確保も必要となっています。申請地でしかできない理由として既存工場及び東側研修・研究棟との連携が必要であり今回の申請となりました。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係土地改良区並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

8番の件について水元委員より説明をお願いします。

水元委員

議案3号の8番について説明します。

譲受人は現在 市で、妻と子供2人の子供の合計4人で暮らしております。

これまでは、狭いながらも現在の住まいで生活できましたが、子供2人の成長に伴い子供部屋を確保しようにも困難であり、家族で話し合った結果、親の老後の面倒等を考え、父親所有の農地を転用し、そこで分家住宅を建てることになりました。

今回の転用による近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほどよろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第3号について説明します。

1番につきましては申請地が周囲を宅地等に囲まれた10haに満たない農地であることから、これを2種農地と判断し、転用目的、規模等についても別段問題はなく、また地区整備計画も作成された区域内でありやむを得ないと判断します。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、水路敷地とするためのものであり規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

3番については、申請地が低生産性小集団農地であることから、これを2種農地と判断します。

今回の転用目的は、農家分家住宅とするためのものであり集落にも接続し、規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

4番については、市役所から500m以内の区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

今回の転用目的は、資材置場とするためのものであり集落にも接続し、規

模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

5番については、申請地は上下水道管の埋設されている幅員4メートル以上の市道に面し、医院から約250m、医院から約250mの位置にあることからこれを3種農地と判断します。

今回の転用目的は、農家分家住宅とするためのものであり集落にも接続し、規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

6番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、住宅敷地拡張とするためのものであり集落にも接続し、規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

7番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地と一部2,500㎡以上の農地も含むことからであることから、甲種農地及び1種農地と判断します。

今回の転用目的は、工場敷地の拡張とするためのものであり既存工場敷地の2分の1以内の拡張で、規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

8番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、住宅敷地とするためのものであり集落にも接続し、規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第3号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第4号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第４号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、私舟木、１４番熊西委員、２０番堀清範委員が当事者である案件が含まれておりますので、農業委員会法第２４条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

舟木、熊西、堀清範委員退席

議長（前田会長職務代理者）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による案件は１議案８９件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

議長（前田会長職務代理者）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（前田会長職務代理者）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第４号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（前田会長職務代理者）

挙手全員であります。

よって、議案第４号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

舟木、熊西、堀清範委員着席

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたら
れたことに感謝を申し上げます。
以上をもって本日の第1回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時50分

その他報告事項

農業委員会新年懇談会の開催について

- ・日時 2月4日（水）午後6時から
- ・場所 錦松亭

次回開催場所と時刻について

- ・組織総会開催日 2月4日（水）午後2時から
- ・射水市役所 布目庁舎301号室

議 長 舟木 康眞

署名委員 森田 啓介

署名委員 松山 宗則

第一回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十七年一月十日
至 平成二十七年一月三十一日